

第 1 号議案

2014 年（平成 26 年）収支決算報告

正味財産増減計算書内訳表
平成26年 3月 6日から平成26年12月31日まで

公益社団法人 S L 災害ボランティアネットワーク

(単位：円)

科 目	一般会計		合 計
	S L 事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受 取 会 費	[125,400]	[125,400]	[250,800]
正 会 員 会 費	120,000	120,000	240,000
正 会 員 会 費 下 半 期	5,400	5,400	10,800
事 業 収 益	[310,725]	[0]	[310,725]
防 災 活 動 事 業 収 入	221,225	0	221,225
受 取 の 他	10,000	0	10,000
受 取 寄 付 金	[6,200]	[6,200]	[12,400]
雑 収 益	[0]	[31]	[31]
受 取 利 息	0	31	31
経常収益計	442,325	131,631	573,956
(2) 経常費用			
事 業 費	[988,806]	[0]	[988,806]
役 員 報 酬	180,000	0	180,000
旅 費 交 通 費	56,109	0	56,109
消 耗 品 費	2,480	0	2,480
事 務 印 刷 費	77,544	0	77,544
水 道 光 熱 費	19,386	0	19,386
賃 借 料	185,130	0	185,130
支 払 手 数 料	756	0	756
通 信 費	449,401	0	449,401
諸 謝 金	18,000	0	18,000
管 理 費	[0]	[126,955]	[126,955]
役 員 報 酬	0	20,000	20,000
会 議 費	0	13,650	13,650
旅 費 交 通 費	0	1,320	1,320
事 務 印 刷 費	0	8,616	8,616
水 道 光 熱 費	0	2,154	2,154
賃 借 料	0	10,770	10,770
支 払 手 数 料	0	2,931	2,931
通 信 費	0	67,414	67,414
租 税 公 課	0	100	100
経常費用計	988,806	126,955	1,115,761
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 546,481	4,676	△ 541,805
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 546,481	4,676	△ 541,805
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 546,481	4,676	△ 541,805
一般正味財産期首残高	407,603	822,625	1,230,228
一般正味財産期末残高	△ 138,878	827,301	688,423
II 指定正味財産増減の部			
指 定 正 味 財 産 振 替 額	[100,000]	[△ 100,000]	[0]
当期指定正味財産増減額	100,000	△ 100,000	0
指定正味財産期首残高	0	100,000	100,000
指定正味財産期末残高	100,000	0	100,000
III 正味財産期末残高	△ 38,878	827,301	788,423

貸借対照表内訳表

平成26年12月31日現在

公益社団法人 S L 災害ボランティアネットワーク

(単位：円)

科 目	一般会計		合 計
	S L 事業	法人会計	
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	0	1,167,385	1,167,385
現 金	0	28,510	28,510
普 通 預 金	0	1,138,875	1,138,875
前 払 費 用	0	58,710	58,710
流動資産合計	0	1,226,095	1,226,095
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基 本 財 産 預 金	100,000	0	100,000
基本財産合計	100,000	0	100,000
固定資産合計	100,000	0	100,000
資産合計	100,000	1,226,095	1,326,095
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	18,000	0	18,000
前 受 金	224,400	224,400	448,800
預 り 金	0	70,872	70,872
流動負債合計	242,400	295,272	537,672
負債合計	242,400	295,272	537,672
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	100,000	0	100,000
(うち基本財産への充当額)	(100,000)	(0)	(100,000)
2. 一般正味財産	△ 138,378	827,301	688,923
正味財産合計	△ 142,400	930,823	788,423
負債及び正味財産合計	100,000	1,226,095	1,326,095

財産目録内訳表

平成26年12月31日現在

公益社団法人 S L 災害ボランティアネットワーク

(単位：円)

科 目	一般会計		合 計
	S L 事業	法人会計	
(流動資産)			
現金	0	28,510	28,510
普 通 預 金	0	1,138,875	1,138,875
三菱東京UFJ	0	128,176	128,176
郵便振替口座	0	1,010,699	1,010,699
前 払 費 用	0	58,710	58,710
流動資産合計	0	1,226,095	1,226,095
(固定資産)			
基本財産			
基 本 財 産 預 金	100,000	0	100,000
三菱東京UFJ	100,000	0	100,000
固定資産合計	100,000	0	100,000
資産合計	100,000	1,226,095	1,326,095
(流動負債)			
未 払 金	18,000	0	18,000
前 受 金	224,400	224,400	448,800
正会員会費	224,400	224,400	448,800
預 り 金	0	70,872	70,872
源泉税預り金	0	3,672	3,672
27年度ボランティア保険預り金	0	67,200	67,200
流動負債合計	242,400	295,272	537,672
負債合計	242,400	295,272	537,672
正味財産	△ 142,400	930,823	788,423

財務諸表に対する注記

公益社団法人 S L 災害ボランティアネットワーク 平成26年3月6日～平成26年12月31日

1、重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

(3) 固定資産の減価償却の方法

該当なし。

(4) 引当金の計上基準

該当なし。

(5) リース取引の処理方法

該当なし。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2、基本財産及び特定資産の増減額及び残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

単位：円

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産預金	100,000	0	0	100,000
小計	100,000	0	0	100,000
特定資産				
	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
合計	100,000	0	0	100,000

3、基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の内訳は、次のとおりである。

単位：円

科目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当)	(うち一般正味 財産からの充当)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
基本財産預金	100,000	(100,000)	0	(0)
小計	100,000	(100,000)	0	(0)
特定資産				
	0	(0)	0	(0)
小計	0	(0)	0	(0)
合計	100,000	(100,000)	0	(0)

4、担保に供している資産

該当なし。

5、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

6、引当金の明細

該当なし。

7、債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高および当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高および当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

単位：円

科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
売掛金	0	0	0
未収金	0	0	0
合計	0	0	0

8、保証債務等の偶発債務

該当なし。

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

10、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当なし。

11、関連当事者との取引内容

該当なし。

12、重要な後発事象



該当なし。

監査報告書

公益社団法人
SL 災害ボランティアネットワーク
代表理事 濱田 政宏 様

作成日：平成 27 年 3 月 5 日

公益社団法人 SL 災害ボランティアネットワーク

監事 水島 将 隆 
監事 成瀬 久 男 

私たち監事は、平成 26 年 3 月 6 日から平成 26 年 12 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又は、これに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

第 2 号議案

2015 年（平成 27 年）収支予算書

収支予算書内訳表(正味)
平成27年 1月 1日から平成27年12月31日まで

公益社団法人 SL 災害ボランティアネットワーク

(単位:円)

科 目	一般会計		合 計
	SL事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受 取 会 費	[960,000]	[960,000]	[1,920,000]
正 会 員 会 費	960,000	960,000	1,920,000
事 業 収 益	[1,600,000]	[0]	[1,600,000]
防 災 活 動 事 業 収 入	100,000	0	100,000
受 託	1,500,000	0	1,500,000
受 取 寄 付 金	[5,000]	[10,000]	[15,000]
雑 収 利 益	[0]	[43]	[43]
受 取 利 息	0	43	43
経常収益計	2,565,000	970,043	3,535,043
(2) 経常費用			
事 業 費	[3,157,760]	[0]	[3,157,760]
役 員 報 酬	216,000	0	216,000
雑 給	450,000	0	450,000
会 議 費	50,000	0	50,000
旅 費 交 通 費	468,000	0	468,000
消 耗 品 費	5,000	0	5,000
事 務 印 刷 費	320,000	0	320,000
水 道 光 熱 費	22,680	0	22,680
賃 借 手 数 料	305,000	0	305,000
支 払 手 数 料	1,080	0	1,080
保 険 料	10,000	0	10,000
通 信 費	900,000	0	900,000
委 託 費	300,000	0	300,000
諸 謝 金	100,000	0	100,000
雑 費	10,000	0	10,000
管 理 費	[0]	[267,176]	[267,176]
役 員 報 酬	0	24,000	24,000
会 議 費	0	119,700	119,700
旅 費 交 通 費	0	3,000	3,000
事 務 印 刷 費	0	20,000	20,000
水 道 光 熱 費	0	2,600	2,600
賃 借 手 数 料	0	13,860	13,860
支 払 手 数 料	0	9,016	9,016
通 信 費	0	63,000	63,000
租 税 公 課	0	12,000	12,000
経常費用計	3,157,760	267,176	3,424,936
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 592,760	702,867	110,107
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 592,760	702,867	110,107
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 592,760	702,867	110,107
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	△ 592,760	702,867	110,107
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 592,760	702,867	110,107

第 3 号議案

2015 年（平成 27 年）事業計画書

2015 年（平成 27 年）事業計画書

（平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日）

SL 災害ボランティアネットワークは、大規模地震等の大災害に備えて「わが身わが命は自分で守る」ことを基本精神に、地域・職場・大学等に根ざした自主的な防災活動、被災地支援活動を行い、災害の被害を軽減することを目的に、定款第 3 条に準じて、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域・職場・学校等での自主的な防災活動
- (2) 災害の被災地及び被災者の支援活動
- (3) 会員の知識と技能向上のための教育訓練活動
- (4) 災害救援ボランティアリーダーを育成する事業等への協力
- (5) 各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

I. SL 基本事業

1. 地域・職場・学校等での自主的な防災活動事業

① 自主活動～地域ネットワーク活動

会員の情報交換と相互交流を図るため、定例会を設ける。

会員の防災知識と技能維持向上を図るため、定例会にて勉強会・技能訓練を行う。

② 防災訓練の指導と訓練参加

各自治体からの求めに応じ、市総合防災訓練で指導役を担う。

また、九都県市合同防災訓練、並びに各自治体の総合防災訓練へ参加し、日頃の訓練の成果を発揮する。

③ 受託事業の実施

・地域や行政等から依頼された防災訓練・防災研修会等での講師・支援活動を行う。

・学校から依頼された児童・生徒向けの防災訓練・防災教育について講師・支援活動を行う。

2. 災害時における被災地支援事業

会員及び地域組織を中心に、被災地でのボランティア活動、支援活動を行う。

II. SL 会員のための教育事業

1. 会員の知識と技能向上のための教育訓練事業

① 見学会、講演会、交流会、野外訓練等の実施

外部施設へ出向いた施設見学会、外部講師を招く講演会、地域を超えた会員の相互交流・親睦を図る全体交流会やキャンプ場での野営訓練等を行う。

② 専門部会の設置

災害救援ボランティア推進委員会が主催する災害救援ボランティア上級講座を修了し、SL-A 認定を受けた会員は、次の 3 つの部会に所属することができ、各部会にて、情報交換・勉強会等を行う。

- ・福祉部会（毎月第 2 金曜日定例会）
- ・情報部会（毎月第 2 水曜日定例会）

- 応急部会（毎月第 3 木曜日定例会）
 - ③ リーダー及びインストラクターを育成する事業
地域で活動する上で核となるリーダー（活動者）や、防災訓練や各種受託（依頼）事業でのインストラクター・ファシリテーターを育成するための研修会を実施し、人材育成を図る。
 - ④ 訓練資器材の整備
訓練機材、防災教材の充実を図り、会員が企画した訓練・研修会で実施する際や部会等で使用できるよう必要な資機材を揃える。
2. 災害救援ボランティアリーダーを育成する事業等への協力
- ① 災害救援ボランティア推進委員会が主催する「災害救援ボランティア講座」等への講座運営を支援し、社団活動の説明を行い、新規会員の確保を行う。

III. 組織の整備と充実

1. 各地域ネットワークの組織整備と充実
- ① 県ネットワークが立ち上がっている千葉県、神奈川県に於いては、地域ネットワークの充実を更に図る。
 - ② ネットワークが立ち上がっていないその他の地域に向けては、年 1 回の SL 合同訓練への参加を呼びかけ、ネットワーク構築へ向けた環境を整える。
2. 運営委員会の委員構成の整備
- ① 運営委員会は、毎月 1 回定例会を開催し、横断的な情報交換、SL 活動の企画・運営を話し合う。
 - ② 東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県等の地域代表および、専門部会等から選出された委員、並びに本部からの推薦委員からなる運営委員に、広報担当委員を設置する。
3. 広報啓発事業
- ① 推進委員会が年 6 回発行している会員向け広報紙「SL NewsLetter」の編集・発送に協力する。
 - ② 広報担当委員を中心に、社団法人の統一した活動チラシなどを作成し、法人の広報を行う。

IV. その他目的達成に必要な事業

1. 関係団体との連携事業
- 神奈川災害ボランティアネットワーク（KSVN）、千葉県災害ボランティアセンター連絡会をはじめ、各災害ボランティア団体等と連携を図り、情報交換、研修の開催、活動支援等を行う。

以上

第 4 号議案

常勤理事の報酬の件

第 5 号議案

会費規程の改正の件

【第 4 号議案】

常勤理事に対する役員報酬の年額を次の通りとします。

24 万円

【第 5 号議案】

会費規程の改正箇所は、下線部分です。

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 SL 災害ボランティアネットワーク（以下「この法人」という。）の定款に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第 2 条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員 2, 4 0 0 円

賛助会員 3, 0 0 0 円以上（一口 3, 0 0 0 円、一口以上）

特別会員 入会金及び会費は無料とする。

2 納入された会費は、会費総額の 50%以上を公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第 3 条 会員は、毎事業年度、1 月 3 1 日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、年額 3 万円以上（1 0 口以上）の会費を納入する賛助会員にあっては、納期の変更又は分割納入を申し出ることができる。

(入会年の会費及び納期)

第 4 条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（1 月～6 月まで）の場合は年会費の全額とし、下半期（7 月～1 2 月まで）の場合は年会費の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の連絡を受けた日から 2 0 日以内とする。

(会費の免除)

第 5 条 理事会は、次のいずれかに該当する正会員については、第 2 条の規定にかかわらず、会費の免除を議決することができる。

(1) 免除すべき相当の事由があると認める正会員又は賛助会員

平成 25 年 4 月 17 日

平成 25 年 12 月 1 日 一部改正

平成 27 年 3 月 6 日 一部改正